

議案第 21 号

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

修学資金の返還に係る要件等を明記するための改正

# 飛驒市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第3条第1項中「在学している者とする」を「在学し、他から同種の修学資金の貸与を受けていない者とする」に改める。

第6条第3項中「負担」を「保証」に改める。

第8条第1項及び第2項中「修学生」を「在学中の修学生」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 正当な理由がなく規則で定める書類を提出しない場合

第9条の見出しを「(返還及び返還方法)」に改め、同条第1項を次のように改める。

修学生は、次の各号のいずれかに至った日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた月数に2を乗じた月数内に、貸与された修学資金の全部又は一部を一括、年賦、半年賦及び月賦のいずれかの方法により返還しなければならない。

- (1) 前条第1項第2号から第5号までの規定により修学資金の貸与を廃止された場合
- (2) 次条により、貸与された修学資金から返還の免除を受けた金額を控除したときに残額がある場合

第10条第1号中「全額免除」を「全部を免除」に改める。

第10条第3号中「修学期間中」を「修学期間、第3条第2項に定める期間」に改め、「全額」を「全部」に改める。

第10条第4号中「ことができる」を削る。

第11条を次のように改める。

(返還債務の猶予)

第11条 市長は、修学生が災害、疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該事由が継続する期間において、貸与した修学資金の返還の債務の全部又は一部の履行を猶予することができる。ただし、猶予する期間は、2年を超えることができない。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に看護師等修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

## 飛騨市看護師等修学資金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 略 (1)・(2) 略	第2条 略 (1)・(2) 略
2 略 (1) 略 (2) 法第19条第2号の規定により <u>厚生労働大臣</u> が指定した保健師養成所、同法第21条第2号の規定により <u>厚生労働大臣</u> が指定した看護師養成所	2 略 (1) 略 (2) 法第19条第2号の規定により <u>都道府県知事</u> が指定した保健師養成所、同法第21条第2号の規定により <u>都道府県知事</u> が指定した看護師養成所
3 略 (貸与の条件)	3 略 (貸与の条件)
第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来、市内医療・福祉機関等に勤務しようとする者で養成施設に <u>在学している者とする</u> 。	第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来、市内医療・福祉機関等に勤務しようとする者で養成施設に <u>在学し、他から同種の修学資金の貸与を受けていない者とする</u> 。
2・3 略	2・3 略
第4条・第5条 略 (貸与の申請及び連帯保証人)	第4条・第5条 略 (貸与の申請及び連帯保証人)
第6条 略 2 略	第6条 略 2 略

3 前項の保証人は、看護師等修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帶して債務を負担するものとする。

#### 第7条 略

（貸与の廃止又は休止）

第8条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を廃止するものとする。

(1)～(5) 略

2 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を休止するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、修学資金の貸与目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第9条 修学生は、前条第1項第2号から第5号の規定により修学資金の貸与を廃止された場合又は次条に掲げる免除要件に該当する場合を除き、貸与された修学資金を返還しなければならない。

---



---



---



---

3 前項の保証人は、看護師等修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帶して債務を保証するものとする。

#### 第7条 略

（貸与の廃止又は休止）

第8条 市長は、在学中の修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を廃止するものとする。

(1)～(5) 略

2 市長は、在学中の修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を休止するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 正当な理由がなく規則で定める書類を提出しない場合

(返還及び返還方法)

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに至った日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた月数に2を乗じた月数内に、貸与された修学資金の全部又は一部を一括、年賦、半年賦及び月賦のいずれかの方法により返還しなければならない。

(1) 前条第1項第2号から第5号までの規定により修学資金の貸与を廃止された場合

(2) 次条により、貸与された修学資金から返還の免除を受けた金額を控除したときに残額がある場合

## 2 略

(返還の免除)

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、貸与した修学資金の返還を免除することができる。

(1) 市内医療・福祉機関等で看護師等として連続して在職した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。

(2) 略

(3) 修学期間中又は市内医療・福祉機関等で業務に従事した期間中に死亡した場合は、全額を免除する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、市長が定める額を免除することができる。

(返還の猶予)

第11条 市長は、修学生が災害その他の正当な理由により、規則で定めた期日までに貸与した修学資金の返還が困難であると認めるときは、その者の申請により返還を猶予することができる。

(延滞金)

第12条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を償還期日までに償還しなかつたときは、償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成

## 2 略

(返還の免除)

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、貸与した修学資金の返還を免除することができる。

(1) 市内医療・福祉機関等で看護師等として連続して在職した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合は、全部を免除する。

(2) 略

(3) 修学期間、第3条第2項に定める期間又は市内医療・福祉機関等で業務に従事した期間中に死亡した場合は、全部を免除する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、市長が定める額を免除する\_\_\_\_\_。

(返還債務の猶予)

第11条 市長は、修学生が災害、疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該事由が継続する期間において、貸与した修学資金の返還の債務の全部又は一部の履行を猶予することができる。ただし、猶予する期間は、2年を超えることができない。

<p><u>16年飛騨市条例第73号)の規定による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。</u></p>	<hr/> <hr/>
<p><u>2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、 じゅん 閏 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p>	<hr/> <hr/>
<p><u>3 第1項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の支払の全部又は一部を免除することができる。</u></p>	<hr/> <hr/>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p><u>第13条 略</u></p>	<p><u>第12条 略</u></p>
<p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	修学資金の返還に係る要件等を明記するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨】</b>            修学資金の返還すべき事例について、現在の条文による表記では返還義務が生じなくなるため、その誤りを訂正するもの。            併せて、返還期限の起算日及び方法等を明記することで、債権管理の適正化を図る。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>(1) 修学生が養成施設を退学したときや修学資金の貸与を辞退した時等は、貸与を受けた修学資金を返還しなければいけないこと及び返還における期限の起算日、終期及びその方法を定める。            (第9条関係)</p> <p>(2) 返還債務の猶予について、その理由や期間等を定める。            (第11条関係)</p> <p>(3) 返還免除について死亡を理由とする場合に、卒業後42月以内の者を追加する。            (第10条関係)</p> <p>(4) 期日までに書類の提出がない場合に貸与を休止することができるよう定める。            (第8条関係)</p>
市民への影響等	修学生が返還要件に該当した場合は、返還義務が生じる。
施行日	公布の日
備考	